

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 一
- 〃〃 (東部創造) 二
- 〃〃 (県立大学) 二
- 埼玉県立大学情報システム等業務支援委託に関する入札公告 (県立大学) 二
- 清算法人三俣下谷土地改良区の役員退任届 (加須農林) 四
- 清算法人三俣下谷土地改良区の清算人退任届 (〃〃) 四
- 手子林第三土地改良区の役員就任届 (〃〃) 五
- 小林栢間土地改良区の役員就任届 (春日部農林) 五

告示

- 都市計画に関する公聴会の中止 (都市計画課) 六
- 事業所の所在地またはその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告 (開発指導課) 七
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞 (〃〃) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 七
- 〃〃 (〃〃) 七
- 灯油の購入に関する契約の相手方等の公示 (経営管理課) 七
- 外部監査人の監査の事務を補助させることができる者についての協議 (監査第一課) 八
- 埼玉県環境影響評価技術審議会の開催 (温暖化対策課) 八

雑報

埼玉県告示第六十八号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月三日
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
 平成十九年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人奎の家をつくる会

三 代表者の氏名
 高橋 秀彰

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県さいたま市北区別所町一五番地五埼玉県NPOオフィスプラザ

五 定款に記載された目的
 この法人は、広く市民に対し、再生可能な資源としての木材の優れた価値及び地域材を使った木造建築に関する

啓蒙普及活動を通じて、地域の木造建築技術の継承と発展、安全性及び快適性の向上、建築価格の適正化を図る活動を推進し、もって生活文化の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第六十九号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月三日
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
 平成十九年六月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 NPO法人市民のアトリエ

三 代表者の氏名
 小林 繁和

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市山室二丁目三番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、市民の芸術、文化の要求に根ざし、高齢者及び児童・生徒の学習の機会を提供することによって、芸術、文化の息づく地域社会、まちの活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぷりずむ

代表者の氏名

薄衣 晃一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市泉水一丁目四番二十四

―七百一十号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的に障害のある方々に対し、住み慣れた地域で社会の一員として地域の人たちと共に生活し、社会的自立の助長を図り、普通に暮らせる場や、一般地域の方々とふれあいなから余暇を過ごせる場を提供し、もつて地域の障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

る。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際キックボクシング・文化振興協会

三 代表者の氏名

長江 國正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市三郷三丁目十三番地三

埼玉県告示第七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立大学情報システム等業務支援 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年10月1日(月)から平成22年9月30日(木)まで

ただし、平成20年度以降において、埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立大学

(5) 入札方法

治政館ジム

五 定款に記載された目的

この法人は、児童青少年・社会人に対し、キックボクシング及び空手道等格闘技、武道の素晴らしさを伝え、その技を安全に修練させることにより、礼節を修め健全なる身体と精神の育成を目指す事業を行いスポーツとしてキックボクシング、空手道等で培った心技体を生かし、新たな時代を生き抜く心身を涵養させ社会に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

| | |
|--|---|
| <p>落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> | <p>(4) 入札・開札の場所及び日時 ア 場所 埼玉県立大学会議室2 イ 日時 平成19年8月24日（金）午前10時 (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 ア あて先 〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820番地 埼玉県立大学情報・施設管理担当 イ 受領期限 平成19年8月23日（木）午後5時（必着） ウ 提出方法 書留郵便によること。</p> |
| <p>2 競争入札参加資格 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。</p> | <p>4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> |
| <p>(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。 (4) ISO9001及びISO14001を認証取得している者であること。 (5) 調達案件について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。</p> | <p>(3) 入札者に要求される事項 ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成19年8月1日（水）までに3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。 イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ</p> |
| <p>3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820番地 埼玉県立大学情報・施設管理担当 岡田 甲一、星野 太朗 電話048-973-4308（直通） (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法等 ア 下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後、平成19年8月1日（水）まで上記(1)の交付場所において交付する。 イ 入札説明書の受領時に、埼玉県が指定する秘密保持に関する誓約書を提出すること。</p> | <p>(3) 入札説明会の場所及び日時 ア 場所 埼玉県立大学会議室2 イ 日時 平成19年7月13日（金）午前10時</p> |
| <p>(3) 入札説明会の場所及び日時 ア 場所 埼玉県立大学会議室2 イ 日時 平成19年7月13日（金）午前10時</p> | <p>(3) 入札説明会の場所及び日時 ア 場所 埼玉県立大学会議室2 イ 日時 平成19年7月13日（金）午前10時</p> |

ばならない。
 (4) 入札の無効
 次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書の作成の要否

(6) 落札者の決定方法
 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
 設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

(8) 手続における交渉の有無
 無

(9) 競争入札参加資格の付与
 2(2)で定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(10) 支払条件
 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Operation and maintenance of the Saitama Prefectural University Information Systems.

(2) Deadline for Submissions: By mail: 5:00 p.m., August 23, 2007
 In person: 10:00 a.m., August 24, 2007

(3) Contact Information: Information & Facility Management Group Saitama Prefectural University, Samonmiya 820, Koshigaya-shi, Saitama-ken 343-8540, Ph.048-973-4308

埼玉県告示第十七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、清算法人三俣下谷土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。
 平成十九年七月三日

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|------|----------------|
| 監事 | 宮内 裕 | 加須市大字上三俣一五四五番地 |
| 監事 | 神田 亮 | 同 同 下谷一四四五番地 |
| 同 | 松本 清 | 同 同 三八六番地一 |

埼玉県告示第十七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成十九年一月十八日解散認可した加須市清算法人三俣下谷土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。
 平成十九年七月三日

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 福田 恵次 | 加須市大字下谷七〇六番地 |
| 市川 孟 | 同 同 北小浜一八〇六番地一 |
| 徳田 正雄 | 同 同 下谷二八五番地 |
| 橋本 徳治 | 同 同 上三俣一五八八番地 |
| 高橋 明 | 同 同 下谷九五二番地 |
| 矢嶋 延次 | 同 同 二六〇番地 |

埼玉県知事 上田 清司

内田重雄 加須市大字下谷四〇四番地
 平井啓一 同 同 八一一番地一
 金子和夫 同 同 一二〇二番地
 平井重雄 同 同 一三二六番地
 湯橋榮一 同 同 一五六〇番地
 茂木豊壽 同 同 一六八一番地
 長谷川國藏 同 同 岡古井四五六番地
 圖齋忠一郎 羽生市大字下子林一九四五番地
 橋本吉太郎 加須市同 上三保一五三三番地
 田口善吉 同 同 下三保一〇一八番地
 木村新市 同 同 多門寺一一三八番地一
 塩田武男 同 同 一一五三番地
 田村喜成 同 同 下三保一一八八番地
 栗田正次 同 同 北小浜一八六四番地一

埼玉県告示第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
 手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のと
 おり届出があった。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所
 理事 阿部信行 羽生市大字下子林二四二七番地
 井上英 同 同 中手子林六一七番地
 大戸堅吉 同 同 上手子林一四八六番地
 岡戸儀芳 同 同 下手子林二四九八番地
 奥泉詔二 同 同 上手子林一九八番地
 柿沼信治 同 同 一四六七番地
 柿沼靖夫 同 同 一四六三番地
 小島敏夫 同 同 中手子林八八四番地
 近藤秀雄 同 同 下手子林二六二九番地

理事 須山知延 羽生市大字中手子林一四六番地口
 同 瀬山昌生 同 同 下手子林二二九七番地
 同 田島哲雄 同 同 中手子林一一〇番地
 同 戸山泰一 同 同 下手子林一〇〇三番地
 同 根岸仁 同 同 二四二二番地
 同 長谷川良勇 同 同 中手子林五九〇番地の一
 同 増田博俊 同 同 下手子林二〇三九番地
 同 町田勝治 同 同 上手子林一二二〇番地
 同 松本成弘 同 同 一〇九七番地
 同 渡邊繁 同 同 一四五七番地
 同 島村侑也 同 同 中手子林一〇四九番地の一
 同 大澤敏英 同 同 上手子林二八一番地
 監事 齋藤貞男 同 同 中手子林六二九番地
 同 関根文男 同 同 上手子林二四五四番地の一

埼玉県告示第七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
 小林栢間土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及
 び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一就任 職名 氏名 住所
 理事 織原安良 南埼玉郡菖蒲町大字下栢間一四一
 同 加村悦雄 同 同 小林三四四五
 同 荒井康史 同 同 新堀一七二一
 同 関根文雄 同 同 下栢間三二九四の三
 同 嶋田保 同 同 二〇七〇
 同 島田勝造 同 同 小林二三八二
 同 小林正雄 同 同 三二九〇
 同 野川喜治 同 同 四三六二

| | | | | | | | | | |
|----|--------|------------------|----|-------|-----------------|-----|----|-------|-----------------|
| 理事 | 伊藤 勲 | 南埼玉郡菫蒲町大字新堀二一九の二 | 理事 | 柴崎 一郎 | 南埼玉郡菫蒲町大字小林四四三二 | 二退任 | 職名 | 柴崎 一郎 | 南埼玉郡菫蒲町大字小林四四三二 |
| 同 | 高橋 一郎 | 同 小林二〇三九 | 同 | 織原 安良 | 同 下栢間一四一 | 同 | 同 | 織原 安良 | 同 下栢間一四一 |
| 同 | 加村 熊男 | 同 三〇七五 | 同 | 荒井 康史 | 同 新堀一七二一 | 同 | 同 | 荒井 康史 | 同 新堀一七二一 |
| 同 | 市川 仁一 | 北埼玉郡騎西町大字下種足五七五 | 同 | 島田 和美 | 同 小林二二八三 | 同 | 同 | 島田 和美 | 同 小林二二八三 |
| 同 | 藤浪 重男 | 南埼玉郡菫蒲町大字小林二八六八 | 同 | 関根 文雄 | 同 下栢間三二九四の三 | 同 | 同 | 関根 文雄 | 同 下栢間三二九四の三 |
| 同 | 長谷川 茂 | 同 一五四一の一 | 同 | 高橋 一郎 | 同 小林二〇三九 | 同 | 同 | 高橋 一郎 | 同 小林二〇三九 |
| 同 | 山崎 昇 | 同 一二二八 | 同 | 小藤 正雄 | 同 三二九〇 | 同 | 同 | 小藤 正雄 | 同 三二九〇 |
| 同 | 深谷 定行 | 同 柴山枝郷一九四六の一 | 同 | 藤浪 重男 | 同 二八六八 | 同 | 同 | 藤浪 重男 | 同 二八六八 |
| 同 | 長嶋 惠次 | 同 一五二五 | 同 | 加村 熊男 | 同 三〇七五 | 同 | 同 | 加村 熊男 | 同 三〇七五 |
| 同 | 坂巻 良和 | 同 一〇三七 | 同 | 伊藤 勲 | 同 新堀二一九の二 | 同 | 同 | 伊藤 勲 | 同 新堀二一九の二 |
| 同 | 岡田 光市 | 同 小林四四六四 | 同 | 都築 茂雄 | 北埼玉郡騎西町大字下種足四三七 | 同 | 同 | 都築 茂雄 | 北埼玉郡騎西町大字下種足四三七 |
| 同 | 石川 誠次郎 | 同 上栢間三二九六 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 岸 博 | 同 小林三五一八 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 松岡 利博 | 同 新堀五九九 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 深谷 哲夫 | 同 柴山枝郷一六九九 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 甘浦 茂 | 蓮田市大字高虫一一四五 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 同 | 熊井 繁雄 | 南埼玉郡菫蒲町大字下栢間二二三三 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | |
|----|---------|-----------------|----|--------|------------------|
| 理事 | 長谷川 満次郎 | 南埼玉郡菫蒲町大字小林一三二六 | 理事 | 伊藤 勲 | 南埼玉郡菫蒲町大字下種足四三七 |
| 同 | 佐藤 哲也 | 同 三八六七 | 同 | 加村 熊男 | 同 三〇七五 |
| 同 | 森田 雄一 | 同 柴山枝郷一八六二 | 同 | 藤浪 重男 | 同 二八六八 |
| 同 | 進藤 正典 | 同 一五一一 | 同 | 山崎 昇 | 同 一二二八 |
| 同 | 伊藤 正治 | 同 下栢間一九九一 | 同 | 深谷 定行 | 同 柴山枝郷一九四六の一 |
| 同 | 山崎 博 | 同 柴山枝郷一〇二四 | 同 | 長嶋 惠次 | 同 一五二五 |
| 同 | 加藤 稔 | 同 上栢間三〇三三 | 同 | 坂巻 良和 | 同 一〇三七 |
| 同 | 吉田 俊雄 | 同 小林一一二九 | 同 | 岡田 光市 | 同 小林四四六四 |
| 同 | 石川 誠次郎 | 同 同 三五一八 | 同 | 石川 誠次郎 | 同 上栢間三二九六 |
| 同 | 岸 博 | 同 同 三二九一 | 同 | 岸 博 | 同 小林三五一八 |
| 同 | 伊藤 好三 | 同 新堀二九九 | 同 | 松岡 利博 | 同 新堀五九九 |
| 同 | 伊藤 信夫 | 同 柴山枝郷一七二七 | 同 | 深谷 哲夫 | 同 柴山枝郷一六九九 |
| 同 | 石川 昭一 | 同 下栢間二二〇四 | 同 | 甘浦 茂 | 蓮田市大字高虫一一四五 |
| 同 | 関口 昭一 | 同 同 | 同 | 熊井 繁雄 | 南埼玉郡菫蒲町大字下栢間二二三三 |
| 同 | 甘浦 茂 | 蓮田市大字高虫一一四五 | | | |

埼玉県告示第七十七号

平成十九年六月八日付け埼玉県告示第九百四十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田 清司

| 番号 | 都市計画区域名 | 市町村名 | 都市計画の種類及び名称 | 期日及び時間 | 場所 |
|----|---------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------|
| 一 | 深谷 | 深谷市 | 都市計画道路三・三・三十一本庄道路 | 平成十九年七月三十日 午前十時から | 深谷市岡部公民館 |
| 三 | 児玉 | 上里町 本庄市 (旧児玉町) 美里町 | 「都市計画道路三・三・二」 「都市計画道路」 「都市計画道 | 平成十九年七月三十日 午後三時から | 上里町役場四階大会議室 |

| |
|--------------------------|
| 神川町 |
| 路三・五・二 十一 本庄道 路連絡線 |

埼玉県告示第七十八号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条の規定に基づき公告する。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

| | | |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 商号又は名称 株式会社 ネクストプラン | 氏名 (法人にあつては代表者の氏名) 幸貞彦 | 主たる事務所の所在地 鶴ヶ島市脚折町五丁目六番七号 |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|

埼玉県告示第七十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

| | | |
|--|---|--|
| 聴聞の日時 平成十九年七月十一日 午後一時三十分 平成十九年七月十一日 午後三時 | 被聴聞者の商号又は氏名 株式会社トラストホーム 代表取締役 中山 哲夫 有限会社ツカダ 代表取締役 塚田 直樹 | 被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地 越谷市下間久里五百五十四番地七 加須市南篠崎二丁目十九番七号 |
|--|---|--|

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
埼玉教育会館 三〇五会議室

埼玉県告示第八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年三月三十日

指令飯整第一八〇〇六三〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十七日第二十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡毛呂山町大字小田谷字小林六一七番一、六一八番一、六一九番一、六二〇番一、町道五七二九号線の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂戸市芦山町二番地六
光建託株式会社
代表取締役 渡部 憲章

埼玉県告示第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年二月二十八日

指令杉整第一八〇二一一〇号

二 検査済証番号

平成十九年六月二十八日第二十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町清地一丁目一六三一外十筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町大字白岡一〇七五番地六
勝沼 政子

埼玉県病院事業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月三日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

一 購入等件名及び数量

灯油 JIS1号 878,500ℓ

二 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

- (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
1 埼玉県熊谷市板井1696番地
- (2) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
- (3) 埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
- (4) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地
- 2 落札者を決定した日
平成19年6月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
4 関彰商事株式会社 久喜支店
埼玉県久喜市江面1663—1
- 5 落札金額
66,045円(1号当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告又は公示を行った日
平成19年5月15日

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人佐渡一雄の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年七月三日

- 埼玉県監査委員 坂本 隆 信
- 埼玉県監査委員 春 日 敏 彦
- 埼玉県監査委員 竹 並 万 吉
- 埼玉県監査委員 島 田 正 一

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所 | 補助できる期間 |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 赤坂 真一朗 | 埼玉県加須市川口四丁目二番地二 | 平成十九年七月三日～平成二十年三月三十一日 |
| 鈴木 茂 | 神奈川県川崎市宮前区宮崎四丁目一番地二十六 | 平成十九年七月三日～平成二十年三月三十一日 |

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。
なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成十九年七月三日

埼玉県環境影響評価技術審議会 会長 水口 俊 典

一 開催日時

平成十九年七月十日(火) 午後三時から午後五時まで

二 開催場所

埼玉県さいたま市南区别所四丁目十四番十号

別所沼会館大会議室

三 議題

ホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価準備書について

四 傍聴者の定員

二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることが出来る。傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局(埼玉県環境部温暖化対策課環境影響評価担当)
電話〇四八(八三〇)三〇四一

雑 報

| | | | | | | | | | |
|-----|---------------|------|------------------------|-----|---|---|--|---|----------|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) | 発行者 | 埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八—八二四—二二—(代表) | 県 | 埼玉県 さいたま市南区别所三—一—〇 〇四八—八六—二二—九〇—(代表) | 所 | 関東図書株式会社 |
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) | 発行者 | 埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八—八二四—二二—(代表) | 県 | 埼玉県 さいたま市南区别所三—一—〇 〇四八—八六—二二—九〇—(代表) | 所 | 関東図書株式会社 |